

増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に関する取扱い

(適用)

第1 この取扱いは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成21年法律第87号）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請又は変更の認定の申請（以下「申請等」という。）に関し、当該申請に係る住宅を増築し、又は改築しようとする場合に適用する。

(建築基準法への適合)

第2 申請等をしようとする者は、「増改築に係る長期優良住宅建築等計画認定制度の施行に向けた準備について（技術的助言）」（平成28年2月8日付け国住政第75号及び国住生第607号。以下「施行通知」という。）記9.により、次に掲げる事項について建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の確認を受けるものとする。

- (1) 申請等に係る住宅が現に建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合していること。
ただし、施行通知記9.ただし書により、当該住宅の位置を所管する土木事務所と協議し、違反箇所については是正措置が講じられることが確実であると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 申請等に係る計画が建築基準法に適合していること。

(知事が必要と認める図書)

第3 次の表に掲げる図書は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第2条第1項に規定する知事が必要と認める図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書（建築基準法への適合について）	第2に規定する確認の結果

附 則

この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。